

死亡率改正の通知発出等(厚年)

対象先

DB年金

厚生基金

適格年金

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

ご参考にDBのお客様にも送付させていただきます。

ポイント

行政から連絡されていた死亡率の改正¹が通知²に反映されました。

また、弾力化措置³等について一部内容が変更・確認されましたので、ご案内いたします。

予定死亡率の改定

期ズレ解消を織り込んだ特別掛金の適用日を平成21年10月1日以降に適用する掛金からとする。⁴

最低責任準備金調整額の減少事業所に係る一括拠出金の取り扱い

1 年金ニュースNo.165でご案内済

2 「『厚生年金基金の財政運営について』の一部改正等について」(平成21年9月30日 年発0930第2号)

3 「『厚生年金基金の財政運営について』の一部改正等について」(平成21年7月10日 年発0710第5号)

4 年金ニュースNo.162でご案内していた内容が変更されました。

死亡率の改定

- 年金ニュースNo.165でご案内済の以下の内容が通知に手当てされたもの。
- 今回の厚生年金本体の財政検証の基礎率に準拠したもの。
- 予定死亡率は、平成22年3月31日以降を計算基準日とする財政再計算から適用。当該財政再計算前に行う財政計算では、新死亡率を採用するか選択が可能。

60歳(男子)の例

	平均余命	年金現価率(予定利率5.5%)		
		単純終身	15年保証付終身	20年保証付終身
現行予定死亡率	22.83年	12.32934	13.09432	13.64222
新予定死亡率	23.32年	12.51185	13.19363	13.70051
比率(/ -1)	+2.2%	+1.5%	+0.8%	+0.4%

平均余命の伸び0.49年

新死亡率、予定利率4.1%に基づく中途脱退移換現価率の適用は、平成22年4月の資格喪失からとなる予定です。

期ズレ解消を織り込んだ特別掛金の適用日の変更

- 期ズレを織り込んだ特別掛金の適用日については、当初平成22年4月1日以降を適用日とする掛金計算からとなっていたものが、平成21年10月1日からに変更された。平成21年10月1日以降を適用日とする計算結果のうち、通知発出時においてすでに期ズレ反映前の内容で代議員会の議決を行っているものについては期ズレを反映しなくてもかまわない。

減少事業所に係る一括拠出金の取り扱いについて

- 最低責任準備金調整控除額(期ズレ調整額)の計上に伴い何らかの対応が必要が確認したところ、法令変更・規約変更はいずれもしないと確認がとれたもの。
- 減少事業所に係る一括拠出金の算定方法を未償却過去勤務債務 + 繰越不足金(+資産評価調整加算額)としている場合、期ズレが解消されることにより繰越不足金が減少するため、期ズレ解消前と比較して一括拠出金は減少する。
- ただし最低責任準備金の定義が変更されたと考えればよく、今回の取扱いにより残存事業所に不利になることはない。

減少事業所に係る一括拠出金の計算方法		期ズレ解消による影響
継続基準ベース	未償却過去勤務債務のみ	影響なし
	未償却過去勤務債務 + 繰越不足金 (+ 資産評価調整加算額)	期ズレ解消前と比較して、 一括拠出金が減少
非継続基準ベース		影響なし

(イメージ図)

	期ズレ解消後	期ズレ解消前
数理債務	未償却過去勤務債務	未償却過去勤務債務
	資産評価調整加算額	資産評価調整加算額
最低責任準備金	繰越不足金	繰越不足金
	期ズレ調整額	
	純資産額	純資産額

- 平成20年度の対応については、以下の通りとなります。
下方回廊方式等により掛金対応不要で規約変更のない厚生年金基金
 期ズレ解消前の繰越不足金、未償却過去勤務債務残高等に基づき減少事業所に係る一括拠出金を算定。
 平成21年度以降は期ズレ調整額を考慮して算定するため、一括拠出金は減少。

掛金計算を行い、掛金計算結果の議決を行った基金

期ズレ解消後の未償却過去勤務債務残高等に基づき減少事業所に係る一括拠出金を算定

期ズレ調整額を考慮するため、一括拠出金は減少。

ただし、平成20年度に限り、規約変更を行うことで期ズレ調整額を含めた額を基礎として一括拠出金を算定することが可能。

掛金猶予を実施する基金の取り扱いについては、現在確認中。

以上



三菱UFJ信託銀行